

町内酒類販売・製造事業者支援給付金交付要綱

令和3年10月18日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症感染拡大により、著しく需要が落ち込んだ町内の酒類販売業及び酒類製造業を支援するため、予算の範囲内において給付金を交付することについて、大洗町補助金交付に関する規則(昭和52年大洗町規則第22号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業者等)

第2条 給付金の交付の対象となる事業者(以下「交付対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 酒税法(昭和28年法律第6号。以下「法」という。)第7条に規定する酒類の製造免許又は同法第9条に規定する酒類の販売業免許を受け、大洗町内において、酒類販売業又は酒類製造業を主たる業種として営む者
- (2) 令和3年8月又は令和3年9月の売上額が、前年又は前々年の同月と比較して3割以上減少した者
- (3) 茨城県新型コロナウイルス感染症拡大防止営業時間短縮要請協力金の申請をしていない者

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、交付対象者としなない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又は警察当局から排除要請のある者
- (2) 町税の滞納がある者

(給付金の額等)

第3条 給付金の額は、次に掲げる表のとおりとする。

所有する免許の種類	給付金の額
酒類の販売業免許を受けた者	200,000円
酒類の製造免許を受けた者	300,000円

2 給付金の交付は、所有する免許の種類につき1回限りとする。

(交付申請)

第4条 給付金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、町内酒類販売・製造事業者支援給付金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、令和3年12月末日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 第2条第1項第1号に規定する各免許を受けたことを証する書類等の写し
- (2) 第2条第1項第2号を証する書類
- (3) 町税の完納証明書

(4) 町内酒類販売・製造事業者支援給付金交付請求書(様式第2号)

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(交付決定等)

第5条 町長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、町内酒類販売・製造事業者支援給付金交付決定通知書(様式第3号)により通知し、給付金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第6条 町長は、申請者が虚偽その他不正な手段により給付金の交付決定を受けたときは、給付金の交付決定を取り消し、又は既に交付した給付金を返還させることができる。

2 前条の交付決定を受けた者が交付申請日から1年以内に補助対象事業を終了したときは、給付金の交付決定を取り消し、又は既に交付した給付金を返還させることができる。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。